

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年5月19日)

【 件 名 】

- 鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理者審査要項（案）の概要について
(福祉保健課)・・・2
- 令和5年度第1回孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の開催結果について
(福祉保健課)・・・4
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果及び第2期鳥取県再犯防止推進計画の策定について
(福祉保健課)・・・6
- 熱中症への対応について
(健康政策課)・・・8
- 「あるくと健康！うごく元気！キャンペーン ～とっとり健康ポイント事業～」の実施について
(健康政策課)・・・10
- 令和5年度の新型コロナワクチン接種について
(医療・保険課)・・・11
- 新型コロナウイルス感染症への対応について
(感染症対策課)・・・13
- 鳥取県感染症対策センター（県版CDC）の設置について
(感染症対策課)・・・15

福 祉 保 健 部

鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理者審査要項（案）の概要について

令和5年5月19日

福祉保健課

令和6年度から鳥取県立福祉人材研修センター（以下、「センター」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。

なお、審査要項は、鳥取県福祉保健部及び子育て・人材局指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

（指名団体）

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（平成31年度から令和5年度までの指定管理者）

（指名理由）

センターは、社会福祉に関わる人材の育成及び社会福祉を推進するための拠点として設置した施設であり、県全域の社会福祉の推進、社会福祉従事者の養成などの役割を担う当該法人が管理することで適切及び効果的な管理運営が期待できるため。

令和4年8月25日に開催した、鳥取県福祉保健部及び子育て・人材局指定管理候補者審査・指定管理施設運営状況評価委員会では、適切な運営管理を実施していることや利用者からの意見に対して丁寧に対応している点から、高い評価を受けた。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

ア センターの施設設備の維持管理に関する業務

イ センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ウ その他センターの管理運営に必要な業務

・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

（2）管理の基準（基本的事項）

ア 開館時間、休館日、利用料金等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（※なお、利用料金については現行の金額を標準とする。）

イ 施設の利用の許可・制限は、センターの設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

（3）その他、管理上の条件等

ア 組織内に館長相当職（責任者）を1名任命すること。

イ 消防法に規定する防火管理者を定めること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額158,065,000円（消費税及び地方消費税の額14,369,545円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

各年度の剰余金を県に返還後、剰余金相当額から複数年契約導入による節減額その他経営努力によらない額を控除した額を目途に県と指定管理者が協議して定めた額の範囲内で、指定管理者が設ける基金（公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができる基金をいう。）に積み立てるための補助金として交付する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 審査要綱送付 | 令和5年6月中旬 |
| (2) 申請書の提出締切 | 令和5年8月上旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の審査） | 令和5年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

- (1) 審査方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を審査。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、福祉分野有識者（2名）、福祉保健部ささえあい福祉局副局长〔計5名〕
- (3) 審査基準

審査基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	55点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	20点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用〕 〔男女共同参画推進企業の認定等〕 〔ISO14001・TEAS I種規格等の認証等〕 〔あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	27点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・観光、集客施設においては、サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を事前に公表する。

令和5年度第1回孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の開催結果について

令和5年5月19日
福祉保健課

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例(令和4年鳥取県条例第28号)第14条の規定に基づき、令和5年度第1回孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会を開催しましたので、その概要を報告します。

1 実施日 令和5年4月10日(月)午後2時から4時まで

2 方法 会場(県立図書館)、およびオンラインにより開催

3 参加者 委員18人(全員出席)

遠藤 明子 委員(虹の会(不登校や障害・ひきこもりの親の会) 代表)

大谷 喜博 委員((一社)鳥取県手をつなぐ育成会 会長)

伊井野 一郎 委員(鳥取県重症心身障害児(者)を守る会 会長)

藤田 和子 委員((一社)日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事)

山中 千容子 委員((一社)日本ALS協会県支部 幹事)

DAICHI 委員((大)鳥取大学 学生)

福島 史子 委員(鳥取県いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカースーパーバイザー)

平井 和恵 委員((一社)鳥取県助産師会 会長)

手嶋 恒久 委員(男性介護者ネットワーク鳥取県 代表)

岩岸 直美 委員(県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士)

坪倉 孔喜 委員((社福)日南福祉会理事長)

青木 淳英 委員((学法)藤田学院鳥取短期大学 准教授)

高垣 智恵子 委員(智頭町福祉課 参事(福祉事務所))

池田 伸夫 委員(北栄町地域包括支援センター センター長)

朝倉 香織 委員((社福)鳥取県社会福祉協議会 事務局長)

西井 通 委員(鳥取県民生児童委員協議会 理事)

中山 孝一 委員(鳥取県商工会議所連合会 幹事長)

寺田 真里 委員(日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長)

4 審議会での決定内容、主な意見

(1) 審議会の運営関係

- ・新たに審議会の運営規程を制定した。
- ・委員の互選で委員長に青木委員、委員長の名指で副委員長に大谷委員を選任した。

(2) 条例の制定を受けた事業(令和5年度当初予算及び6月補正予算)の検討状況

事務局の説明を受けて、委員から次のような意見等が出された。

- ・社会福祉士会で条例の研修会を開いたときに、
 - ①具体的な事案を発見した場合にどこに繋ぐかが明確であることが必要、
 - ②繋いだ先はコーディネート力が必要で、力量ある職員を育てていくことが必要、との意見が挙げられた。
- ・誰でも参加できる研修は周知や啓発の類いである。支援機関のコーディネートの力がすごく大切だと思う。

- ・県は、実施しようとする市町村の支援より、市町村が実施に向けて動き出す支援を行うことが大事である。
- ・現状や課題把握にはアウトリーチが必要で、各課で把握した内容を県庁内で共有することが必要。
- ・市町村と県で課題を考えるベースを一緒に作っていただきたい。
- ・事業を行って孤独・孤立を感じる人が減ったか、当事者の意見を聴く場が必要である。
- ・認知症のピアサポート事業は市町村が行っていると思うが、県は、市町村と連携して実施中のところを強化するのか、立ち上がっていないところが立ち上がる支援をするのか。
- ・ひきこもりのピアサポートは手弁当であり、米子では社会福祉法人の社会貢献活動で居場所を借りている。
- ・ピアサポートは同じ悩みを持つ者同士の集まりだけでなく、地域で暮らしていくために力になるピアを探す活動にも取り組んでおり、その重要性を受け止めてもらいたい。
- ・ヤングケアラー同士のSNS上のコミュニティは既にあり、管理や周知の活動が大切である。
- ・制度はあるが、実際にサービスを提供する場所・事業者がないことも多く、その部分に対しても充実を図っていただきたい。
- ・生まれた市町村や住んでいる市町村で差が出ないように、総ての市町村で事業に取り組むようにすべきである。
- ・支援機関の連携強化のための情報共有はハードルが高いが、そこを乗り越えなければ地域の方との連携ができないので、それができたらと思う。
- ・アウトリーチの訪問事業で何回かの訪問で秘密を打ち明けられるような緩く長く繋がる関係づくりが出来るようになった。
- ・我が身を守るために不登校やひきこもりになっている状況の中で「学校行った方がいいじゃないか」といわれるのはしんどい。支援をしてあげたいことと、して欲しいことに差がある場合もあり、本人や経験者の声を聞いて欲しい。
- ・相談するには勇気がいるので相談に来た人を傷つけず受け止めることを学ぶ研修をしてもらえばありがたい。
- ・市町村の窓口や障がい者支援担当者に相談があった場合に、本人や家族の団体のことを紹介してもらいたい。

5 今後の予定

(1) 第2回審議会

- ・8～11月に開催予定
- ・令和6年度に取り組むべき施策について 等を議題として予定

(2) 第3回審議会

- ・議題に応じて開催（開催する場合は、令和6年1～3月）

第 2 期鳥取県再犯防止推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果及び 第 2 期鳥取県再犯防止推進計画の策定について

令和 5 年 5 月 1 9 日
福 祉 保 健 課

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）の施行を踏まえ、平成 3 0 年 4 月全国に先駆けて策定した本県の再犯防止推進対策を総合的に推進するための基本指針である「鳥取県再犯防止推進計画」が、令和 4 年度に最終年度を迎えたことに伴い、改定作業を行ってきました。

このたび、第 2 期計画を策定しましたので、パブリックコメントの実施結果とあわせて報告します。

第 1 第 2 期鳥取県再犯防止推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和 5 年 3 月 1 5 日（水）から同年 4 月 5 日（水）まで
- (2) 周知方法等
- ・福祉保健課ウェブページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課及び各総合事務所等並びに市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・鳥取県再犯防止推進会議関係機関への意見募集の通知
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載
- (3) 受付意見数 2 件（2 人）

2 主な意見及びその対応方針

(1) 計画案の体裁：1 件（1 人）

意見の主旨	対応方針
全体の文字の大きさを大きくしたほうが読みやすい。	見出し等は文字のポイントを 1 2 以上としています が、それ以外の部分についても読みやすさに配慮し、全体的に 0. 5 ～ 1 ポイント大きくします。

(2) その他参考意見：1 件（1 人）

意見の主旨	対応方針
第 1 期計画の内容とほぼ同じであり、何を改定したのか不明。また、再犯防止に関する社会的情勢は変化しているにも関わらず、従来どおりの内容のみに収まっているのはおかしい。	第 1 期計画で設定した成果指標が「再犯者率を 2 0 % にする」としている点について、取組と成果の因果関係が分かりにくいと見直すべきとの意見があったことに加え、母数である刑法犯検挙者数の増減に左右されて評価が難しいことから、「再犯者数を 2 0 % 減らす」に改定します。 また、第 1 期計画では市町村との連携について明記していませんでしたが、関係団体から、再犯防止施策に対する市町村の関わりは不可欠との意見があったため、市町村職員対象の研修や市町村・関係機関・県の連携を図る会議開催について盛り込むこととします。 さらに、国の関係機関・民間の更生保護団体の業務や活動の周知及び関係機関同士の円滑な連携を目的として、県内の国の出先機関や民間団体がどのような業務・活動を行う団体であるか、日頃どのような取組に力を入れているのか写真などを取り入れて紹介します。加えて、第 2 期計画期間にそれらの機関・団体が行う具体的な取組についても記載するなど、更生保護・再犯防止に対する理解を図ることも目指して充実した内容となるよう改定します。

第2 第2期鳥取県再犯防止推進計画の策定

1 計画の基本方針

犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、次の5つの重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 民間協力者の活動の促進等
- 5 地域による包摂の推進

2 計画期間

令和5～9年度（5年間）

3 計画の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者

4 成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数を令和9年度末までに20%減らす。

※基準値443人（平成29～令和3年の平均値）を354人（令和4～8年の平均値）にする。

5 第1期計画からの主な改定点

- ・第1期計画で設定した成果指標が「再犯者率を20%にする」としている点について、取組と成果の因果関係が分かりにくいため、見直すべきとの意見があったことに加え、母数である刑法犯検挙者数の増減に左右されて評価が難しいことから、「再犯者数を20%減らす」に改定した。
- ・第1期計画では市町村との連携について明記していなかったが、関係団体から、「再犯防止施策に対する市町村の関わりは不可欠」との意見があったため、市町村職員対象の研修や市町村・関係機関・県の連携を図る会議開催について盛り込んだ。
- ・国の関係機関・民間の更生保護団体の業務や活動の周知及び関係機関同士の円滑な連携を目的として、県内の国の出先機関や民間団体がどのような業務・活動を行う団体であるか、日頃どのような取組に力を入れているのか写真などを取り入れて紹介した。また、第2期計画期間にそれらの機関・団体が行う具体的な取組についても記載するなど、更生保護・再犯防止に対する理解を図ることも目指して充実した内容となるよう改定した。

6 主な県の取組

- ・県立ハローワークでの就労支援、家賃債務保証事業等の支援事業や「鳥取県地域生活定着支援センター」の活動内容についてより一層の周知・利用促進
- ・保護司等の募集や鳥取法務少年支援センターによる地域援助の活用促進に対する協力
- ・市町村職員等向け研修、県・市町村・関係機関による会議の開催
- ・高齢、障がいのある出所者等以外の者、その家族等を対象とした相談支援体制の構築の検討

※参考資料として計画全体及び計画の概要を添付。

熱中症への対応について

令和5年5月19日
健康政策課

体がまだ暑さに慣れていないこの時期から暑さが本格化する夏に向けて、熱中症によって救急搬送される方を減らし、県民の健康を守るため、今年度も引き続き下記の取組を実施します。

1 県民への注意喚起

(1) 熱中症警報等の発表（県：4月～10月）

マスコミへの資料提供や県ホームページ、あんしんトリピーメール等を活用し、以下の警報を発令する。

種類	発令基準	(参考)令和4年度の発令状況
熱中症警報	鳥取地方気象台が午前11時に発表する翌日の県内予想最高気温が30℃を超える時	50回
熱中症特別警報	鳥取地方気象台が午前11時に発表する翌日の県内予想最高気温が35℃を超える時	25回
熱中症警戒週間	気象庁の週間予報において、向こう1週間の予想最高気温30℃以上の日が5日以上予測	12回

※令和4年7月1日の死亡事案の発生、救急搬送件数の急増を踏まえ、7月～8月を「熱中症特別警戒月間」に初めて設定した。

(3) 熱中症警戒アラートの発表（環境省・気象庁：4月～10月）

- ・環境省・気象庁が提供する暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報で、暑さ指数（WBGT）により熱中症の危険性が極めて高い暑熱情報が予測される際に発表される。
- ・令和4年度、本県では17回発表されました。（令和3年度から全国で本格実施）

※暑さ指標（WBGT）：熱中症のリスクに影響を与える要素である「湿度」、「日射・輻射など周辺の熱環境」、「気温」の3つの要素をもとに算出された指標で、高いほど熱中症のリスクが高まる。

※都道府県単位で、前日17時、当日5時の時点でWBGTの予測値で33以上が発表基準

2 啓発物の配布等による注意喚起

- ・熱中症の予防や症状、対処方法等を記載したリーフレットを作成し、中山間見守り活動協定事業者、市町村保健事業担当部門を通じて高齢者世帯を中心に配布した。
- ・新聞、ラジオ、テレビCM等で熱中症の注意喚起を行う。
- ・夏季イベント開催時に幟（のぼり）、ミストシャワーの貸出を行う。

3 関係機関との連携

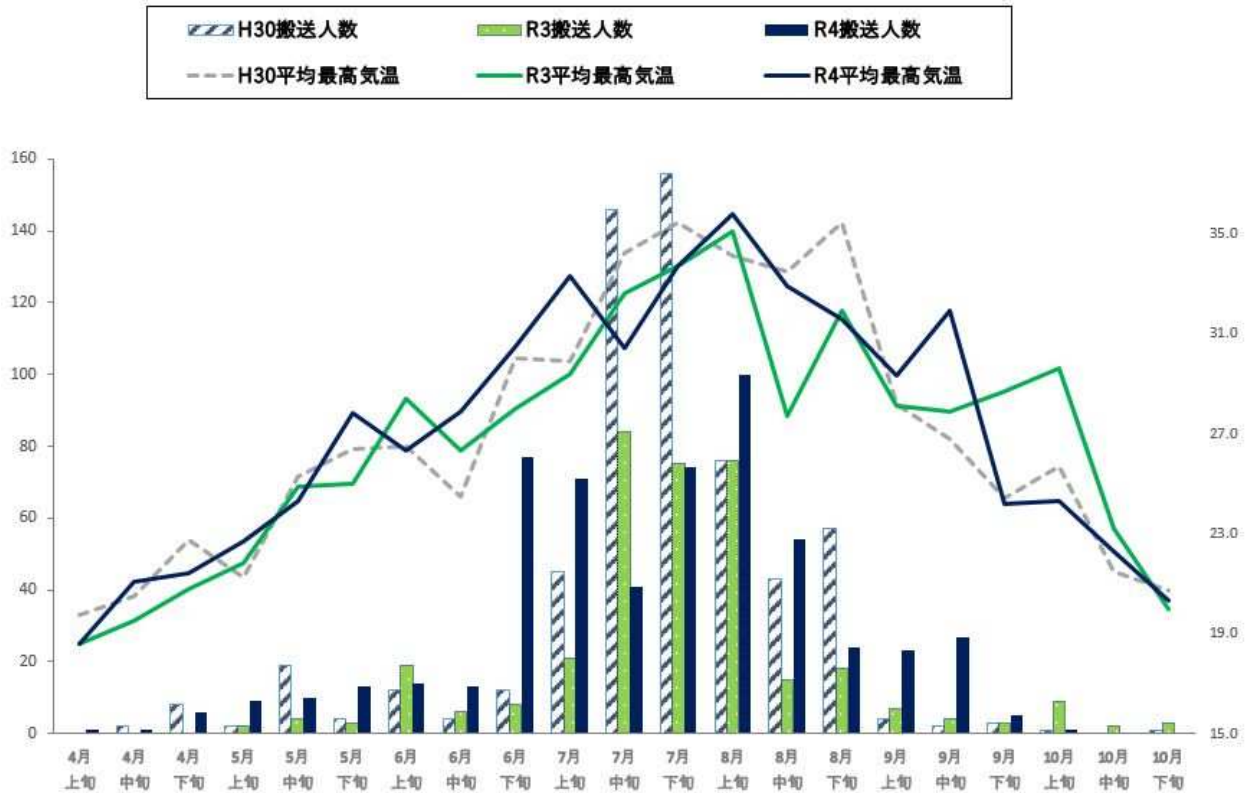
鳥取県熱中症対策連絡会議を4月25日に開催し、特に高齢者への対策を重点的に取り組んでいくことを市町村や県内の関係機関と確認した。

※連絡会議には、鳥取大学 国際乾燥地研究教育機構 大谷眞二 准教授を参集。

【参考】令和4年度の熱中症による搬送件数 ※（ ）書きは令和3年度数値

- ・搬送者数は564人（359人）と、前年から205人の増加だった。
- ・傷病程度別では、死亡1人（1人）、重症者13人（7人）、中等症251人（174人）、軽症293人（177人）
- ・高齢者（65歳以上）の搬送者数は328人（227人）と全体の58.2%を占め、全国の54.5%を超える割合となった。うち「住居」での発症は142人（94人）と高齢者全体の42.7%（41.4%）を占めた。
- ・成人（18～64歳）、少年（7～17歳）とも搬送者が増加した。
- ・乳幼児（7歳未満）の搬送者が2人（2人）発生した。

○月別搬送状況（平成30年・令和3年・令和4年度）



○年代別/発生状況にみた熱中症救急搬送



「あるくと健康！うごく元気！キャンペーン ～とっとり健康ポイント事業～」の実施について

令和5年5月19日

健康政策課

鳥取県健康づくり文化創造プランの理念である「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目的として、県全体で健康意識の醸成や健康づくりに向けての行動変容を図るため、「あるくと健康！うごく元気！キャンペーン ～とっとり健康ポイント事業～」を実施します。

【事業概要】

- (1) 対象者 県内在住または勤務・就学している方
- (2) 事業実施主体 県（ウォーキング立県19のまちを歩こう事業実行委員会（NPO法人未来）に委託）
- (3) 期間及び内容

期間	第1弾（6月1日～8月31日）	第2弾（9月1日～11月30日）
内容	ウォーキングアプリを活用した歩数限定のキャンペーン	歩数以外の健康づくり活動も含めたキャンペーン
ポイント付与項目	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のウォーキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のウォーキング ・健診受診 ・野菜の摂取 ・スポーツ（ジムやスポーツ練習）、日常の運動 ・地域・ボランティア活動 ・スポーツ大会・ウォーキング大会参加等 ・1週間のうち2日間、適正飲酒量を守った ・参加前よりも煙草の本数を減らした ・1日のうち2回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせさせた食事を摂った ・第1弾に参加した方にはボーナスポイントを付与 ・<u>[新]身体障がい者の方も取り組みやすいよう歩数以外の運動項目の付与ポイントをアップ</u>
ポイントの報告	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリにより自動集計 	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリによる参加者は、日々の歩数が自動集計され、歩数以外の項目は参加者が専用Webページにて入力することで集計 ・アプリ以外の参加者は、報告用紙をメール、ファクシミリ又は郵送で事務局へ報告
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、平均6,000歩/日以上歩いた方の中から抽選で6名に「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール受賞商品を謹呈 ・参加賞（景品当選者を除く100名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間内の記録を報告した者のうち、300ポイント以上を獲得した者の中から、抽選で500名に景品を贈呈（R4：マッサージチェア、空気清浄機、電気圧力鍋など地元企業からの協賛品など） ・対象期間内の記録を報告した方に参加賞をプレゼント（景品当選者を除く）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ内でミッションクリアすると応募可能な鳥取県の特産品が期間限定で登場 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者にアンケート調査を実施し、実施前後の行動変容を把握

<参考>昨年度までの実施状況

区分	参加人数	性別			年齢									
		男	女	未回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	未回答
令和4年度	3,672	1,453	2,181	38	21	354	639	879	885	557	252	74	5	6
令和3年度	2,755	1,128	1,617	10	30	295	438	682	649	405	188	61	3	4
令和2年度	1,958	803	1,134	21	26	184	285	460	407	291	176	68	1	60
令和元年度	1,295	474	778	43	27	74	138	216	238	229	204	103	8	58

※実施期間：令和元年度及び令和2年度は3ヶ月間、令和3年度以降は6ヶ月間の実施。

※令和2年度から若年層の参加を促進するため、ウォーキングアプリを導入。

令和5年度の新型コロナワクチン接種について

令和5年5月19日
医療・保険課

令和5年度の新型コロナワクチン接種については、引き続き自己負担なしでの接種が可能であり、医療機関での個別接種を中心として接種を進めていきます。

市町村等の要望に応じた県営接種会場の開設や専門相談窓口での相談対応など、実施主体となる市町村の支援を行うとともに、医師会等の関係団体と連携・協力してワクチン接種を円滑に実施していきます。

1 令和5年度の新型コロナワクチン接種の国の方針（概要）

(1) 接種の法的位置づけ及び自己負担

令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種を継続し、接種を希望する者は自己負担なしで接種が可能に。

(2) 公的関与規定の適用

令和5年5月8日以降は、公的関与（接種勧奨、努力義務）の規定は、初回接種と65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者の追加接種に限定適用する。

(3) 初回接種

令和5年度の1年間は、引き続き、生後6か月から4歳までの者への初回（1～3回目）接種及び5歳以上の者への初回（1・2回目）接種を実施。

(4) 追加接種

ア 令和4年秋開始接種

令和5年4月1日から5月7日までの間は、5歳以上の全ての者への追加接種を実施する。（使用するワクチンは、オミクロン株対応2価ワクチンを基本とする。）

イ 令和5年春開始接種

令和5年5月8日から8月末までの間は、5歳から64歳までの基礎疾患を有する者及び65歳以上の高齢者、医療従事者等への追加接種を実施する。（使用するワクチンは、オミクロン株対応2価ワクチンを基本とする。）

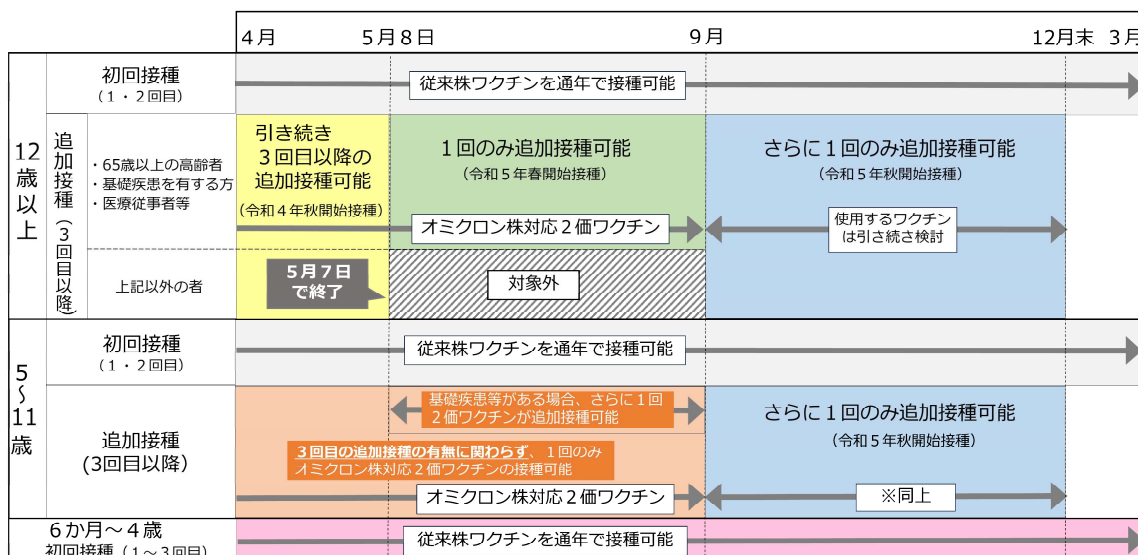
ウ 令和5年秋開始接種

令和5年9月1日から12月末までの間は、5歳以上の全ての者への追加接種を実施する。（使用するワクチンは、今後、国において検討した上で示される。）

(5) 接種体制

令和5年度の接種体制については、新型コロナワクチンの安定的な制度の下での接種を見据え、個別医療機関での接種を中心とする体制への移行を進める。

令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



※令和5年度中（令和6年3月31日まで）は引き続き自己負担なし

2 県の対応

(1) 県営接種会場の開設

市町村等の要望に応じてオンデマンド型の県営出張接種会場を開設し、接種を実施する。
(県で手配した医療従事者等を市町村の公共施設等に出張させて接種を実施。)

【開設予定】

- ・三朝町総合文化ホール 5月20日(土)、5月21日(日)
- ・ヴィレステひえづ 5月28日(土)、6月18日(日)、6月25日(日)
- ・若桜町立第1町民体育館 5月30日(火)、6月6日(火)、6月8日(木)
- ・倉吉市人権文化センター 6月11日(日)、6月25日(日)

(2) 専門相談窓口での相談対応

新型コロナワクチン相談センター(看護協会内)での相談対応を継続実施する。

(3) 周知・広報

県のホームページ、新聞広告、SNS等の各種媒体を活用し、周知・広報を実施する。

(参考) ワクチンの接種状況

1 総接種回数の内訳及び接種率 (5月7日現在)

(全国)

全年代	1回接種者	2回接種者	3回接種者	4回接種者
接種回数	102,950,167	101,679,964	86,536,429	58,570,394
人口当たり接種率	81.76%	80.75%	68.72%	46.51%

(鳥取県)

全年代	1回接種者	2回接種者	3回接種者	4回接種者
接種回数	448,481	443,498	375,677	262,861
人口当たり接種率	81.30%	80.40%	68.11%	47.65%

2 オミクロン株対応ワクチンの接種状況 (5月7日現在)

全国	
接種回数	56,709,130
人口当たり接種率	45.04%
鳥取県	
接種回数	253,190
人口当たり接種率	45.90%

オミクロン株対応ワクチン接種状況(都道府県別、年齢階級別)

(5月8日公表時点)

	12歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
合計	25.9%	23.6%	26.7%	34.8%	51.8%	63.6%	67.6%	77.5%	80.1%	79.8%	77.3%
鳥取県	26.9%	24.7%	26.3%	34.4%	50.5%	61.2%	66.7%	78.2%	74.5%	75.0%	72.8%

3 小児(5～11歳)の接種状況 (5月7日現在)

全国	1回目	2回目	3回目	4回目
接種回数	1,773,016	1,708,834	701,847	95,987
人口当たり接種率	24.23%	23.35%	9.59%	1.31%
鳥取県	1回目	2回目	3回目	4回目
接種回数	9,151	8,917	3,645	515
人口当たり接種率	27.61%	26.91%	11.00%	1.55%

4 乳幼児(生後6か月～4歳)の接種状況 (5月7日現在)

全国	1回目	2回目	3回目
接種回数	171,125	157,267	112,023
人口当たり接種率	4.27%	3.92%	2.80%
鳥取県	1回目	2回目	3回目
接種回数	756	707	535
人口当たり接種率	4.16%	3.89%	2.94%

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年5月19日
感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止しました。(円滑な移行を行うため、当面の間、任意の対策本部を継続)

5類感染症移行後は、通常医療での対応に段階的移行を進めるとともに、感染者数については、インフルエンザ等と同様に定点医療機関からの報告に基づく把握とするなど種々の取扱いが変更されました。

本県では、5月8日に新たに設置した鳥取県感染症対策センター(県版CDC)において、新型コロナウイルス感染症の国内外の感染動向、変異株の発生状況、医療機関のひっ迫状況等を情報収集・分析し、感染拡大傾向を早期に探知し、県民の健康・命を守る体制を整備し、柔軟に対応することとします。

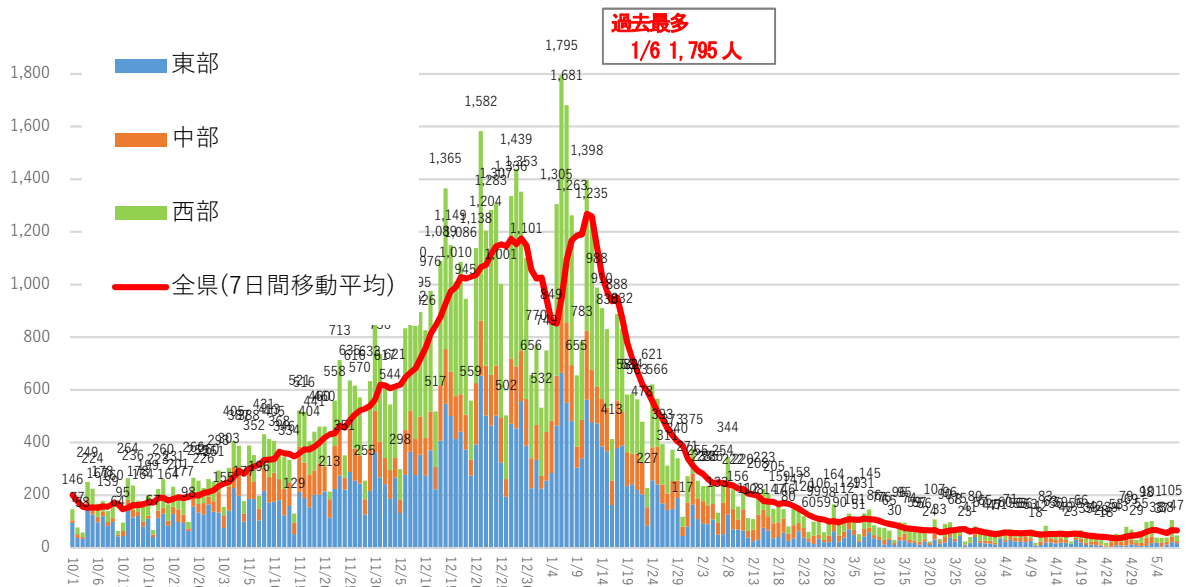
1 5月7日までの県内における感染者の発生状況

(1) 第8波以降の感染者数(令和4年10月1日~令和5年5月8日、発表日ベース)

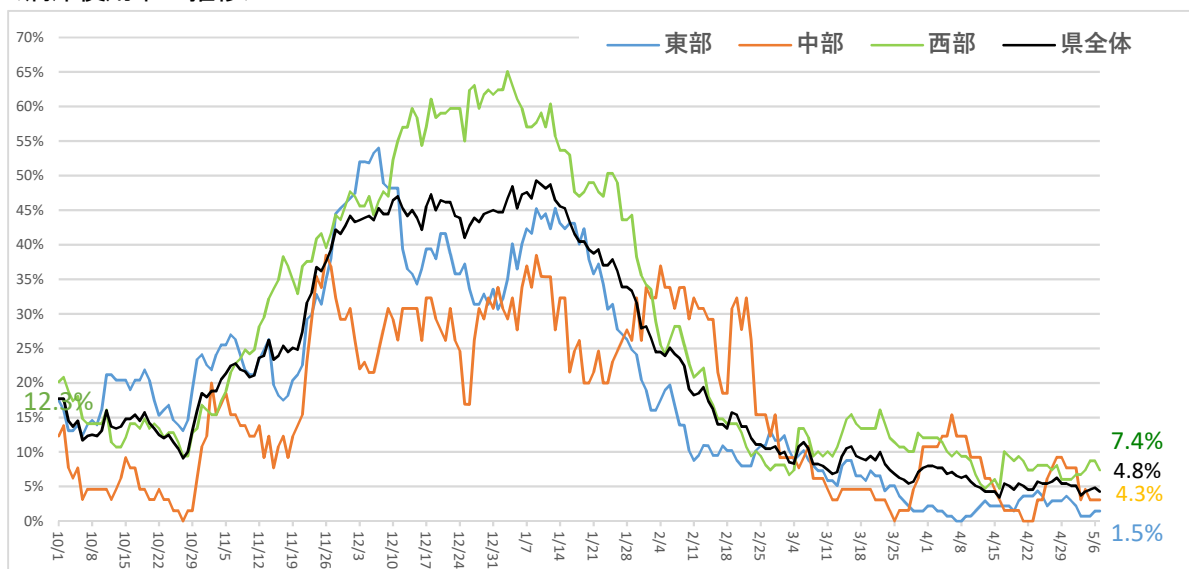
81,057名(鳥取市保健所 32,597名・倉吉保健所 15,553名・米子保健所 32,907名)

(参考) 累計感染者数 143,971名(鳥取市保健所 58,093名・倉吉保健所 24,640名・米子保健所 61,238名)

<新規感染者数の推移>



<病床使用率の推移>



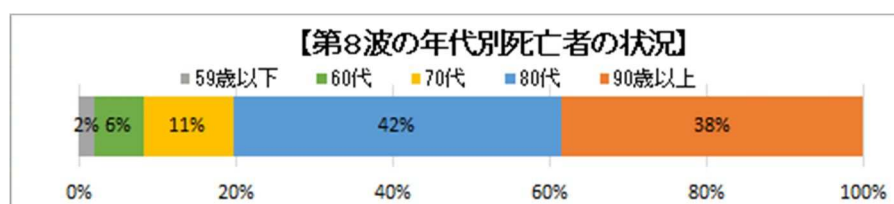
(2) 第8波以降のクラスターの発生状況（令和5年5月8日現在、発表日ベース）

区分	東部	中部	西部	分類計	(参考)累計発生件数
学校	32	23	29	84(17%)	178(19%)
保育所	36	31	51	118(24%)	209(22%)
高齢者施設等	66	44	77	187(39%)	314(34%)
事業所	18	9	14	41(9%)	99(11%)
医療機関	16	11	19	46(10%)	68(7%)
飲食店	0	0	0	0(0%)	20(3%)
その他	1	1	2	4(1%)	31(4%)
管内計	169(14%)	119(27%)	192(59%)	480(100%)	919(100%)

(3) 第8波以降の死亡者数（令和5年5月8日現在、発表日ベース）

死亡	うち新型コロナウイルス感染症を死因とする死亡
193 (267)	68 (93)

※令和5年4月14日発表分以降、死亡者なし。括弧内は、第1波からの累計志望者数。



2 5類移行後の対応について

(1) 医療提供体制の移行計画

これまでの入院協力医療機関に加え、県内の全ての病院でコロナ患者の入院受入れに対応することを基本とするとともに、5類移行後も症状の重い患者が速やかに入院できるよう、経過措置として9月までコロナ病床を確保。（現時点の即応病床：109床）

また、入院が必要と医師が判断したコロナ患者については、患者の容態や基礎疾患等を考慮して、医療機関間で適切な入院先の調整を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症相談・支援センターの設置

これまで、発熱等の症状のある方の受診相談窓口として開設してきた受診相談センターに、陽性者コンタクトセンターが担ってきた在宅療養者向けの相談機能を統合し、5類移行後の新型コロナウイルス感染症に関する県民向け相談窓口として一元的に対応。

(3) 県民向けのお知らせ等

5類移行後の感染不安時の検査、医療費の取扱いの変更、陽性判明後の療養の考え方や相談先等の他、感染を広げないための配慮事項等について、各種広報媒体を活用して広く周知を実施。

- 広報チラシ 医療機関での配架、新聞折り込み（5月7日）
- テレビスポット（鳥取・島根両県CM枠）（5月10日～16日）
- 新聞広告（5月3日）
- とりネット

(4) 新規陽性者数等の公表方法

- 定点医療機関から報告された前週1週間（月曜から日曜）の新規陽性者数について、毎週水曜に速報、毎週金曜に詳報を公表。
- 集団感染事例等については、発生の都度、施設種別、地域（市郡別）、陽性者数を公表。
 - ・ 社会福祉施設・医療機関：陽性者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した事例
 - ・ 学校等：臨時休業事例

(5) 感染動向を踏まえた注意喚起情報等

- 新規陽性者数（定点報告）、病床利用率、相談件数等を基に県版CDCで分析し、感染対策レベルや注意喚起情報を発信予定。

鳥取県感染症対策センター（県版 CDC）の設置について

令和5年5月19日
感染症対策課

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を踏まえ、平時から情報収集、調査分析、情報発信を行うとともに、有事の際は鳥取県感染症対策本部の事務局として、一元的に感染症対策を行う「鳥取県感染症対策センター（県版 CDC）」を令和5年5月8日から新たに設置し運用を開始したので報告します。

1 鳥取県感染症対策センター（県版 CDC）の概要

(1) 体制

所長	感染症対策局長
副所長	衛生環境研究所長、鳥取市・倉吉・米子保健所長
感染症専門監	鳥取大学医学部 千酌教授・尾崎教授（非常勤職員として配置）
関係部局	感染症対策局（事務局業務、会議開催等の調整、感染症対策全般） 健康医療局（医療体制、院内感染制御、医薬品供給等） 衛生環境研究所（国内外の感染症情報収集・分析等） 鳥取市・倉吉・米子保健所（疫学調査、情報収集・分析等）
県庁外の連携・協力機関	鳥取県医師会、鳥取県東部・中部・西部医師会 鳥取県看護協会 鳥取県薬剤師会 鳥取大学医学部附属病院高次感染症センター 学識経験者（鳥取大学医学部等）

(2) 機能

平時	・情報収集：医療機関等から感染症情報収集等 ・分析研究：感染症の疫学的情報の分析等 ・情報発信：発生動向・対策情報の発信 ・人材育成：感染症対策人材の育成・確保等
有事	・危機管理対応：医療提供体制確保、クラスター対策等 ・調査分析：調査分析、シミュレーション ・情報収集発信：感染症情報収集、県民への感染症対策等の周知 ※「鳥取県感染症対策本部（本部長：知事）」の事務局として機能

2 キックオフミーティングの開催概要

(1) 開催日：令和5年5月8日（月）

(2) 出席者：知事、福祉保健部長、感染症対策局長、健康医療局長
感染症専門監（鳥取大学医学部 千酌教授、尾崎教授）
鳥取市保健所長、倉吉保健所長、米子保健所長、衛生環境研究所長

(3) 内容：

県版 CDC の運営や具体的実施内容について協議するとともに、新型コロナの新規陽性者や変異株の感染動向等を踏まえ、以下の取組方針について意見交換を行った。

- ・新型コロナの医療状況と感染動向の把握と情報発信
- ・感染症対策の研修、訓練等の実施
- ・新型コロナの罹患後症状（後遺症）への対応

3 今後の取組

キックオフミーティングを踏まえ、今後、定例会議（月1回）及び臨時会議（随時）を開催し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症の発生状況や感染動向の分析、県民等に対する情報発信、感染急拡大時の対応方針の検討等を行っていく予定である。